

## 一宮市マスコット キャラクターを募集

一宮市の魅力やさまざまな情報を発信するマスコットキャラクターを募集します。子どもでも簡単に描けるようなシンプルで親しみやすい物で、一宮市にふさわしく、着ぐるみやぬいぐるみなどにも利用できるデザインをお考えください。

▼募集内容／マスコットキャラクターのデザイン画・名前、その説明

▼応募条件／住所・年齢やプロ・アマを問わず、1人当たり何点でも応募できます。ただし、次の物を除きます。

▽応募者が著作権を持たない

▽ほかの作品と同一または類似している

▽公序良俗その他法令の定め反する

▽第三者の権利を侵害している

▽ほかのコンテストなどに入賞した

▼作品／白地のA4用紙を縦長で使用し、キャラクターを正面からとらえたカラーのデザイン画（画材・色彩・技法は自由）

▼応募方法／2月1日(月)～3月1日(月)(消印有効)に、作品裏面に応募用紙を添付の上、持参または郵送(〒491-8501 一宮庁舎企画政策課)

▼応募用紙／2月1日(月)から一宮・尾西・木

曾川庁舎、出張所などの市の施設で配布(市ホームページからダウンロード可)

▼賞／最優秀賞=1点(賞状・賞金10万円)、優秀賞=2点(賞状・賞金各1万円)  
※中学生以下が入賞した場合は、賞金同額分の図書カード

▼選考方法／

①専門家等を交えた選定委員会で入賞候補作品を数点選定

②市内の保育園・幼稚園児、小中学生、インターネットなどによるアンケートを実施

③アンケート結果を参考に、選定委員会で入賞作品を決定

▼その他／応募作品は返却しません。結果発表後に応募条件に違反していることが分かった場合、入賞は無効です。第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者の責任と費用で解決してください。

### 入賞作品の取り扱い

▽最優秀作品を広報一宮、市ホームページ、各種印刷物・PRグッズ、着ぐるみなどに利用する予定です。

▽使用に当たり、キャラクターの名前・オリジナルデザイン・色彩などを補作・修正する場合があります。

▽デジタルデータで作成した場合は、指定の方法でデータを提出していただきます。

▽作品の著作権・使用権は一宮市に帰属します。

▽使用に当たり、入賞者は著作者人格権を行使しないものとします。

▽賞金以外の契約料や使用料の金銭的対価は支払いません。

親しみやすい  
キャラクターを  
考えてね!



【問】企画政策課 ☎(28)8952